

事業概要

令和6年度

川崎市動物愛護センター

目 次

第1章 総説

1 沿革	1
2 根拠法令・関係法令	2
(1)根拠法令	
(2)関係法令	
(3)告示・要綱等	
3 組織構成及び人員	5
(1)組織構成	
(2)職員の配置状況	
(3)業務委託契約	
4 管轄区域	5
5 施設の概要	5
(1)所在地	
(2)敷地面積	
(3)建築構造	
(4)建築面積	
(5)建築延べ面積	
(6)主な施設	
6 建物配置図及び平面図	7
(1)建物配置図	
(2)建物平面図	
7 事業予算及び手数料	8
(1)事業予算	
(2)手数料及び諸収入	

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業	9
(1)動物愛護の普及	
ア いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)	
イ サマースクール・ウィンタースクール	
ウ いのちの教育に係る意見交換会	
エ 施設見学等	
オ 施設貸出し	
カ ボランティア活動	
キ 動物愛護フェアかわさき	

ク 動物慰霊祭	
(2) 動物の適正飼養推進	
ア 犬猫等の適正飼養講座	
イ 動物に関する苦情	
ウ 動物の逸走・保護に関する問合せ	
エ 返還時の飼い主指導	
オ 動物愛護センター運営懇談会	
2 動物の収容・保護・管理事業	15
(1) 犬の捕獲・収容・返還	
(2) 犬猫等の引取り	
(3) 負傷動物の保護	
(4) 収容動物の飼養管理	
(5) 犬猫等の殺処分	
(6) 犬猫等の譲渡	
(7) 犬の登録と狂犬病予防注射	
(8) マイクロチップの推進	
(9) 繁殖制限	
(10) 動物の譲渡に係るコーディネート事業	
(11) 咬傷事故への対応	
3 特定動物に係る事業	24
4 鳥獣保護管理法関係事業	24
(1) 鳥獣捕獲許可等事務	
(2) 有害動物捕獲支援	
(3) アライグマ防除実施計画	
5 動物由来感染症対策	25
(1) 収容動物の検査等	
(2) 高病原性鳥インフルエンザ	
案内図	26

第 1 章 総説

1 沿 革

川崎市動物愛護センター（以下年表、会議名等を除き「センター」という。）は、昭和48年11月施行の動物愛護を基本理念とした、「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として、昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、それまでの川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、新たに発足しました。

センターは、本市の動物愛護行政において、犬、猫等の譲渡、收容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で懸念される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

建設から40年余りが経過し、施設の老朽化や狭あい化から、「動物愛護と適正な取扱いに関する普及啓発の拠点施設」として期待される役割を十分に発揮できる状況ではなくなってきたことから、平成27年2月に「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を定め、本計画に基づき、設計等の整備を進め、平成31年2月12日、中原区上平間に移転開所しました。

昭和25年	8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年	11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年	12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年	5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年	10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年	10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年	11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」（わんわん条例）を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。
昭和49年	4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年	9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和55年	7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」に改称
平成9年	4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
平成9年	4月	「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」に改称
平成12年	4月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、 「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成13年	4月	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成14年	5月	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成17年	8月	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
平成18年	6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成20年	4月	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管
平成23年	3月	「動物愛護センター庁内あり方検討員会報告書」のとりまとめ

平成25年	3月	「動物愛護センター懇談会報告書」とりまとめ
平成25年	9月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
平成26年	3月	「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方」策定
平成26年	5月	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」一部改正
平成26年	10月	「川崎市動物愛護センター整備における基本方針」を策定
平成27年	2月	「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を策定
平成30年	5月	移転後施設の愛称案の公募実施
平成30年	10月	愛称が「ANIMAMALL かわさき」に決定
平成30年	12月	「川崎市動物愛護センター条例」改正
平成31年	2月	「川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき」移転開所
令和 元年	6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
令和 2年	3月	新型コロナウイルス感染症の影響により、定例譲渡会の休止
令和 2年	7月	完全予約制、個別対応により譲渡相談を再開
令和 3年	12月	「子猫飼養管理支援ボランティア実施要綱」制定
令和 5年	4月	「かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱」一部改正
令和 5年	10月	定例譲渡会の再開
令和 6年	4月	「一時預かり支援ボランティア実施要綱」制定 「川崎市動物の譲渡実施要綱」一部改正
令和 7年	1月	「川崎市多頭飼育動物等の不妊去勢手術支援事業実施要綱」制定

2 根拠法令・関係法令

(1) 根拠法令

狂犬病予防法（昭和25年8月26日 法律第247号）

狂犬病予防法施行令（昭和28年8月31日 政令第236号）

狂犬病予防法施行規則（昭和25年9月22日 省令第52号）

川崎市狂犬病予防法施行細則（昭和25年11月1日 規則第33号）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日 法律第105号）

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年4月7日 政令第107号）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年1月20日 省令第1号）

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年3月24日 条例第21号）

（以下「市条例」という。）

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成12年3月31日

規則第45号）

川崎市動物愛護センター条例（昭和49年3月30日 条例第13号）

（以下「センター条例」という。）

川崎市動物愛護センター条例施行規則（昭和４９年４月１日 規則第４０号）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年１０月２日
法律第１１４号）
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年７月１２日
法律第８８号）

(2) 関係法令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成２０年６月１８日
法律第８３号）
遺失物法（平成１８年６月１５日 法律第７３号）
家畜伝染病予防法（昭和２６年５月３１日 法律１６６号）
獣医師法（昭和２４年６月１日 法律第１８６号）
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成１６年６月２日
法律第７８号）

(3) 告示・要綱等

ア 環境省関係

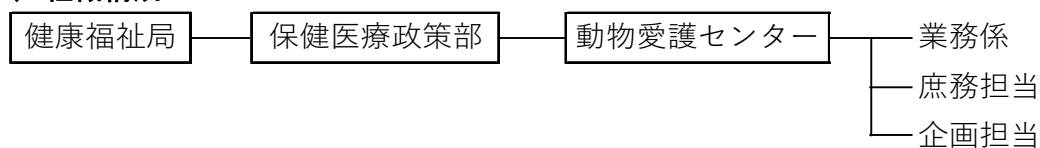
動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
展示動物の飼養及び保管に関する基準
犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について
特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目
特定動物の飼養又は保管の方法の細目
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
動物の殺処分方法に関する指針
第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

イ 川崎市関係

犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱
動物愛護管理に関する業務取扱要領
川崎市動物愛護センター運営に係る懇談会設置要綱
かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱
川崎市動物愛護センター業務支援ボランティア審査要領
成犬飼養管理支援ボランティア実施要領
成猫飼養管理支援ボランティア実施要領
子猫飼養管理支援ボランティア実施要綱
譲渡会運営支援ボランティア実施要領
いのち・MIRAI教室等支援ボランティア実施要領
啓発物作成ボランティア実施要領

植栽等清掃支援ボランティア実施要領
一時預かり支援ボランティア実施要綱
川崎市動物の譲渡実施要綱
動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱
マイクロチップによる所有者明示措置推進要綱
動物の引取り実施要領
動物の返還等に関する実費徴収要綱
川崎市猫の適正飼養ガイドライン
川崎市地域猫活動支援要綱
川崎市地域猫の不妊手術実施要領
川崎市多頭飼育動物等の不妊去勢手術支援事業実施要綱
川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱
川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱
川崎市動物愛護センター市民活動コーナー設置運営要綱
狂犬病予防及び動物愛護関係事業広告掲載要領
川崎市動物愛護センターネーミングライツパートナー選定委員会設置要綱
川崎市動物愛護センター諸室ネーミングライツパートナー募集要項
災害時の動物救援活動に関する協定書
動物の診療等に係る技術的支援等に関する協定書
有害動物捕獲支援要綱
川崎市有害鳥獣捕獲のための捕獲許可事務取扱要領
川崎市鳥獣の飼養登録更新等許可事務取扱要領
川崎市傷病鳥獣保護のための捕獲許可事務取扱要領
川崎市学術研究のための捕獲許可事務取扱要領

(1) 組織構成



(2) 職員の配置状況（令和6年4月1日付け）

	総数	事務	獣医師	用務員	会計年度 任用職員
総数	21	2	13	1	5
所長	1	－	1	－	－
業務係	12	－	8	－	4
庶務担当	4	2	－	1	1
企画担当	4	－	4	－	－

(3) 業務委託契約

- ア 川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託
イ 保護収容動物運搬等業務委託
ウ 有害鳥獣捕獲等業務委託
エ 動物愛護センター施設維持管理業務委託

4 管轄区域



5 施設の概要

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 所在地 | 川崎市中原区上平間 1 7 0 0 番地 8 |
| (2) 敷地面積 | 2, 5 0 0 m ² |
| (3) 建築構造 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建て |
| (4) 建築面積 | 8 9 5. 9 3 m ² |
| (5) 建築延べ面積 | 2, 3 0 8 m ² |

(6) 主な施設

ア 事務管理エリア

事務室

92.82m²

イ 動物エリア

(7) 1階

検疫室

8.93m²

シャンプー室

9.08m²

野良猫手術室

21.68m²

感染症対策室（猫）

18.24m²

感染症対策室（犬）

30.13m²

鑑定室

19.65m²

検診室

30.45m²

NITTOKU適正飼育啓発室

74.18m²

(4) 2階

収容室（犬）1～20

144.52m²

譲渡適性判断室

35.53m²

飼料調整室（犬）

8.60m²

負傷動物収容室

19.11m²

手術室

25.14m²

診察コーナー

10.55m²

レントゲン室

6.91m²

検査室

17.63m²

行動観察室（犬）

11.58m²

学習コーナー

68.18m²

トリミング室

9.35m²

(7) 3階

飼料庫

22.76m²

飼料調整室（猫、その他動物）

8.60m²

子猫室1～5

70.61m²

負傷猫収容室

13.87m²

動物舎（鳥類等）

14.71m²

動物舎（その他哺乳類）

12.87m²

譲渡猫室

44.08m²

行動観察室（猫）

11.59m²

ペピイにゃんmeetsルーム

21.88m²

市民協働室1・2

41.38m²

ヒルズ研修室

132.53m²

ウ その他

災害用備蓄倉庫1～4

69.00m²

事務所用倉庫

16.54m²

トイレ（各階男女及び1階多目的）

76.16m²

授乳室

3.55m²

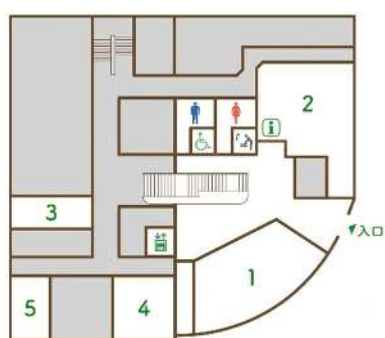


6 建物配置図及び平面図

(1) 建物配置図

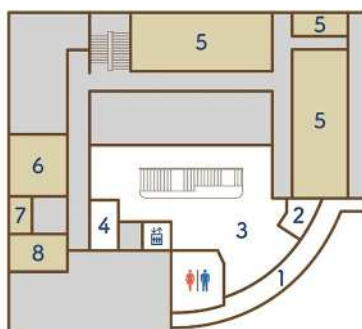


(2) 建物平面図



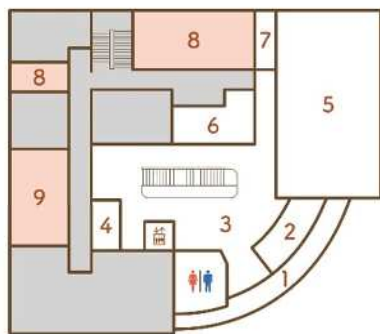
1F

1. NITTOKU
適正飼育啓発室
2. 事務室
3. 野良猫手術室
4. 検診室
5. 鑑定室



2F

1. バルコニー
2. トリミング室
3. 学習コーナー
4. 行動観察室(犬)
5. 犬舎
6. 手術室
7. レントゲン室
8. 検査室



3F

1. バルコニー
2. ペピイにゃんmeetsルーム
3. 市民の憩いと集いのエリア
4. 行動観察室(猫)
5. ヒルズ研修室
6. 市民協働室 1
7. 市民協働室 2
8. 子猫室
9. 譲渡猫室

7 事業予算及び手数料

(1) 事業予算

令和6年度予算(千円)

科目	使用料	手数料	諸収入	
歳入	538	3	2,578	
		県支出金	寄付金	合計
		1,458		4,577
科目	運営事業費	鳥獣飼養登録事業費	譲渡推進事業	合計
歳出	113,411	342	6,007	119,760

令和5年度決算(千円)

科目	使用料	手数料	諸収入	
歳入	539	467	794	
		県支出金	寄付金	合計
		1,408	10,301	13,509
科目	運営事業費	鳥獣飼養登録事業費	合計	
歳出	112,090	342	112,432	

(2) 手数料及び諸収入(一部抜粋)

① 狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

② 管理手数料

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	4,000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	1,000円
動物取扱責任者研修受講手数料	1人につき	1,000円

③ その他

返還手数料	1頭につき	3,000円
飼養管理費	1日1頭につき	1,000円
マイクロチップ挿入実費	1頭につき	2,000円

第 2 章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要です。人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

ア いのち・MIRAI 教室（動物愛護教室）

小学校や中学校を対象に、命の大切さを学ぶことにより、動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指します。

いのち・MIRAI 教室には、センター職員が小学校等を訪問し、動物の習性や気持ちの表し方等について説明を行う訪問型教室と、児童がセンターに来所して、施設見学等を行う来所型教室の2種類があります。教室の内容は、学年ごとに異なり、「動物の気持ち」や「動物と人との関わり方」等をテーマとして、さまざまな授業を行っています。また、令和6年度から、出張型プログラムのシナリオやオリジナルグッズを学校に提供する「貸出型教室」も展開しています。

なお、平成26年度からは、動物の福祉に配慮して、動物に触れないプロジェクトに変更し、いのちの教育プログラムを本格実施しています。また、平成27年度から「ひと・どうぶつ MIRAI プロジェクト」を開始し、動物の気持ちになって考えることや、小さな命を大切にするためにはどのようにすればよいかを話し合ってもらうことに重点を置いています。

令和6年度は、小学校等49施設83クラスで実施し、延べ2,349名の参加がありました。

○いのち・MIRAI 教室（令和3年度から令和6年度まで）

年度	3			4			5			6		
施設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等							3	3	66	22	22	495
小学校	6	25	763	8	29	924	15	56	1,808	15	49	1,507
中学校	1	1	27	1	1	26	0	0	0	0	0	0
こども文化センター わくわくプラザ	22	22	656	33	33	901	27	28	1,064	9	9	235
その他	1	1	10	0	0	0	0	0	0	3	3	112
総数	30	49	1,456	42	64	1,868	45	86	2,947	49	83	2,349

イ サマースクール・ウィンタースクール

夏休み期間中の小学生を対象に、センターの業務や獣医師の仕事について勉強するサマースクールを開催しています。令和6年度より試行的にウィンタースクールも開催しました。主にセンター見学や動物収容の疑似体験等を通して、動物を飼うことの大変さや命の大切さを学んでもらうとともに、なぜセンターに動物がいるのかということを知り、最期まで飼う責任について考えます。

サマースクールは8回実施し、56名が参加しました。ウィンタースクールは、1回実施し、35名が参加しました。

(ア) 低学年向けプログラム

前半の部では、センターに収容される動物の種類や収容される理由について学びます。また、収容動物の写真や動画を見ながら動物の気持ちについて学びます。

後半の部では、センターの見学をし、白衣や聴診器を装着することで獣医師体験も行います。

(イ) 高学年向けプログラム

前半の部では、センターに収容される動物の種類や収容される理由について学びます。また、センターでの仕事内容にも触れ、職員が日頃気を付けていることや動物の飼養に関する知識を学びます。

後半の部では、センターを見学し、譲渡対象の成猫のプロフィールを作成したりして、動物の様子を観察し、センターで働く職員の職業体験をしてもらいます。

ウ いのちの教育に係る意見交換会

平成27年度から動物を通じて子どもたちに命の大切さや他者への思いやり等を伝え、想像力や共感力の醸成や豊かな心を涵養する「いのちの教育」について、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署の職員で構成される意見交換会を設置しています。

エ 施設見学等

センターの役割や業務を正しく理解してもらうことや、より広く動物愛護の普及啓発を図るため、広く一般に公開しています。

令和6年度は、70回、410名の参加がありました。

(ア) バックヤードツアー

普段は職員しか立入ることのできない、子猫室などのバックヤードの様子を職員の案内によりご覧いただいています。日常の飼養管理などの一端に対する説明付きの見学を通じて、センターに対する理解を深めていただけるよう努めています。

(イ) その他の見学等

市民の方はもとより、市外からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校の自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由はさまざまです。報道機関等からの取材も含めて、多くの来所がありました。

オ 施設貸出し

市内における市民活動を促進し、併せて動物愛護の気風を高めるため、センター内の市民協働室1、市民協働室2及びヒルズ研修室を「市民活動コーナー」として、市内でボランティア活動等、市民活動や公益性のある活動を主たる目的として活動する団体に登録していただいた上で、無料で貸し出しています。

令和6年度末現在、9団体が登録しております。

カ ボランティア活動

センターでは、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「市条例」という。）第18条により規定される「かわさき犬・猫愛護ボランティア」の募集や支援等に関する庶務を行っています。

令和6年度は、令和5年11月に登録を行った第13期のメンバー148名が活動されています。

また、「かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱」第6条に規定されるセンター業務支援や運営協力について、以下の業務に関して、要領（平成30年6月制定）に基づき、共通基礎研修を修了し、審査を通過したボランティアの皆様は、御支援、御協力いただいています。

成犬飼養管理支援ボランティア	4名	
成猫飼養管理支援ボランティア	17名	
譲渡会運営支援ボランティア	12名	
いのち・MIRAI教室等支援ボランティア	26名	
啓発物作成ボランティア	6名	
植栽等清掃支援ボランティア	2名	合計67名

キ 動物愛護フェアかわさき

毎年9月20日から26日までは、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）に基づく「動物愛護週間」です。この期間中は、全国的に動物愛護事業が行われています。川崎市においても、例年、「動物愛護フェア」を実施し、動物愛護に関する普及啓発や譲渡会等を行っています。令和6年度は、10月27日(日)に川崎市とどろきアリーナにおいて「動物愛護フェアかわさき2024」が開催され、パネル展示による譲渡動物の紹介などを行いました。

ク 動物慰霊祭

例年、動物愛護週間中に、センターに収容され、死亡したり殺処分されることとなった動物たちと、川崎市健康安全研究所で試験検査に供された動物たちの霊を供養するため、公益社団法人 川崎市獣医師会（以下「獣医師会」という。）、愛護団体、かわさき犬・猫愛護ボランティア、各区役所地域みまもり支援センター衛生課（以下「各区衛生課」という。）等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行っています。

令和6年度は、動物慰霊祭の式典は動物愛護センター関係職員のみで執り行い、式典後にNITTOKU適正飼育啓発室に祭壇を設置し、来館者の方々に手を合わせていただきました。

(2) 動物の適正飼養推進

飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように、返還、譲渡等様々な機会を通じて普及啓発を行っています。

ア 犬猫等の適正飼養講座

犬猫等の譲渡を希望する方を対象に、動物との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡に際して講習会を実施しています。また、現在犬や猫を飼っている、または、これから飼いたいと思っている市民を対象に、習性や適正な飼い方を理解し、動物愛護の気風を高めることを目的とした、犬や猫と楽しく暮らすための適正飼養講座を開催しています。

令和6年度 犬猫等の適正飼養講座等実施状況

種 類	回数	参加数	内 容
譲渡講習会	57	125	動物に係わる法律、動物を飼うための責任、動物由来感染症等及び犬猫等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等

イ 動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に、犬の捕獲に関しては、市民の安全のために夜間などの時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、負傷動物の保護、収容についても各区衛生課と連携しながら、迅速に対応するとともに、閉庁時間には、獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

令和6年度のセンターへの苦情対応件数は473件（犬に関する苦情等が48件、猫に関する苦情等が159件、その他の苦情等が266件）でした。

○犬に関する苦情・相談

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
苦情対応件数	48	9	3	2	5	8	4	6	11
苦情・相談内容総数	53	9	3	2	7	11	4	6	11
登録	1	-	-	-	-	-	-	-	1
注射	-	-	-	-	-	-	-	-	-
捕獲依頼	1	-	-	-	-	-	-	1	-
放し飼い	-	-	-	-	-	-	-	-	-
餌やり	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳴き声	2	-	-	-	1	-	-	-	1
糞尿	1	-	-	-	1	-	-	-	-
管理方法相談	3	1	-	-	-	2	-	-	-
引取り相談（所有者）	29	3	2	1	5	6	3	3	6
引取り相談（所有者不明）	1	-	-	-	-	-	-	1	-
負傷動物収容依頼	-	-	-	-	-	-	-	-	-
虐待疑い（総数）	3	2	-	-	-	1	-	-	-
遺棄	1	-	-	-	-	1	-	-	-
多頭飼育関係（再掲）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	11	3	1	1	-	1	1	1	3

○猫に関する苦情・相談

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
苦情対応件数	159	43	26	17	14	15	12	6	26
苦情・相談内容総数	170	45	27	21	15	16	13	6	27
捕獲依頼	7	3	-	-	-	2	1	-	1
放し飼い	-	-	-	-	-	-	-	-	-
餌やり	3	-	-	1	-	-	-	-	2
鳴き声	1	-	-	-	-	-	-	-	1
糞尿	3	1	-	2	-	-	-	-	-
管理方法相談	2	-	-	-	1	-	-	-	1
引取り相談（所有者）	54	12	9	2	8	6	5	2	10
引取り相談（所有者不明）	28	10	6	2	3	1	1	1	4
負傷動物収容依頼	31	8	6	8	1	5	1	2	-
虐待疑い（総数）	3	-	1	-	1	1	-	-	-
遺棄	2	2	-	-	-	-	-	-	-
不妊去勢補助金	2	1	1	-	-	-	-	-	-
地域猫活動	3	-	-	2	-	1	-	-	-
多頭飼育関係（再掲）	2	-	-	-	-	-	1	-	1
その他	29	8	4	4	1	-	4	1	7

○その他の動物に関する苦情・相談

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
苦情対応件数	266	28	20	46	43	30	40	48	11
苦情・相談内容総数	269	29	20	46	43	30	41	49	11
捕獲依頼	186	17	14	31	38	23	24	38	1
放し飼い	-	-	-	-	-	-	-	-	-
餌やり	2	2	-	-	-	-	-	-	-
鳴き声	1	-	-	-	-	-	1	-	-
糞尿	6	-	-	1	-	-	3	2	-
管理方法相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-
引取り相談（所有者）	6	2	-	1	2	-	1	-	-
引取り相談（所有者不明）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
負傷動物収容依頼	2	-	-	-	-	-	1	-	1
虐待疑い	2	1	1	-	-	-	-	-	-
遺棄	1	-	1	-	-	-	-	-	-
多頭飼育関係（再掲）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥インフルエンザ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	63	7	4	13	3	7	11	9	9

ウ 動物の逸走・保護に関する問合せ

飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、逸走動物情報として記録するとともに、他自治体や警察署などへ届け出るよう案内しています。さらに、センターのホームページの収容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、常に情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを備え、問い合わせに対して、迅速、的確に対応しています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回程度、センターに問い合わせてもらいように伝え、収容動物が飼い主に正確に返還できるように慎重にチェックしています。なお、動物を保護したという届け出に関しては、保護動物情報として記録して、警察署等への届け出を案内するとともに、逸走動物情報との照合を丁寧に行い、動物が飼い

主の元に戻ることができるよう努めています。

令和6年度の届け出件数は230件（逸走動物届出179件、保護動物届出51件）でした。

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
逸走動物登録件数	179	7	21	14	15	10	18	21	17	15	16	13	12
保護者登録件数	51	6	5	7	5	5	4	1	3	2	5	2	6

エ 返還時の飼い主指導

収容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着です。また、犬に関しては、その多くが狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票（以下「済票」という。）が未装着の状態で収容されます。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護管理法に基づく所有明示措置や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導しています。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ（有料）を挿入しています。

収容される犬猫の飼い主は、「いつもは帰ってくる」という認識であることが少なくないため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、複数回センターに収容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策等について各区衛生課と協力して現地指導をしています。

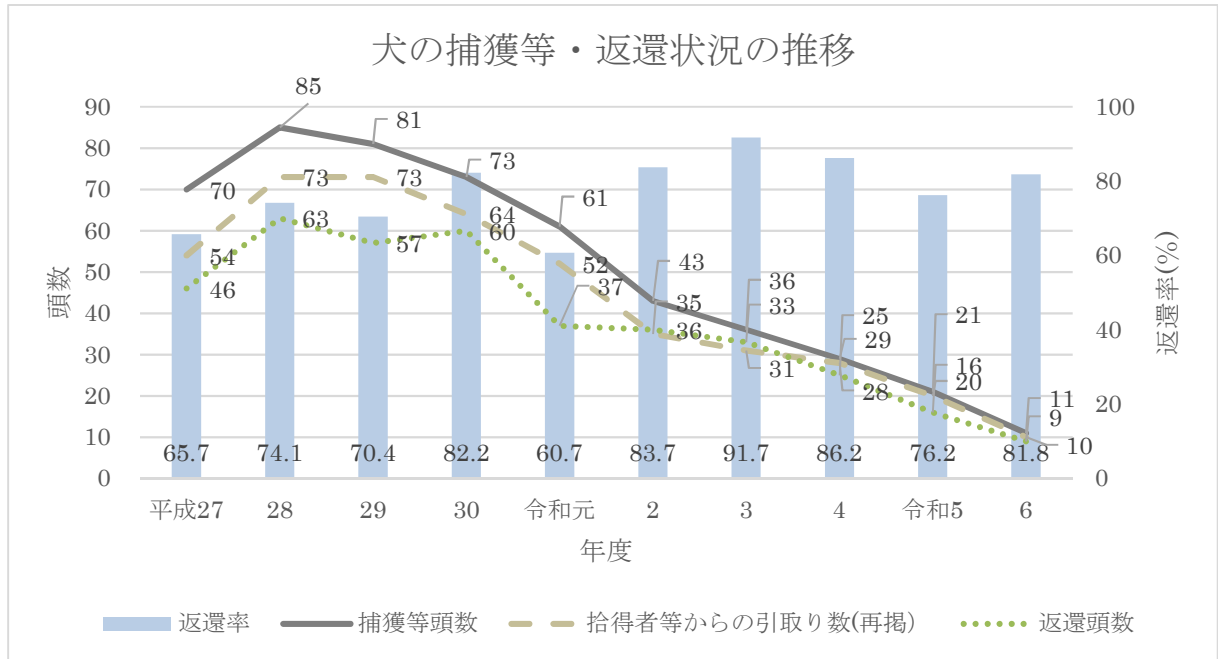
オ 動物愛護センター運営懇談会

平成29年度からセンターの運営強化や市民協働の活性化等を目指すため、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署職員から構成される懇談会を設置しています。

2 動物の収容・保護・管理事業

(1) 犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物愛護管理法、市条例、センター条例に基づき、危害防止及び動物愛護のため、犬の捕獲、拾得者等からの引取り、負傷した犬の保護を実施しています。咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区衛生課と連携し、迅速に捕獲しています。



※捕獲等頭数は、捕獲、拾得者等からの引取り、及び負傷等による保護の合計

収容犬の返還日数

センターで動物の収容があった場合には、市ホームページやセンター敷地内にて一定期間、収容動物情報を公示し、飼い主が迷子の動物を探すための期間を設けています。

飼い主住所		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
捕獲等頭数		11	3	-	-	1	2	2	3	
	総数	9	3	-	-	1	1	-	2	2
返還日	公示当日	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	2日目	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	3日目	2	1	-	-	-	1	-	-	-
	4日目	2	-	-	-	1	-	-	1	-
	5日目以上	3	1	-	-	-	-	-	1	1

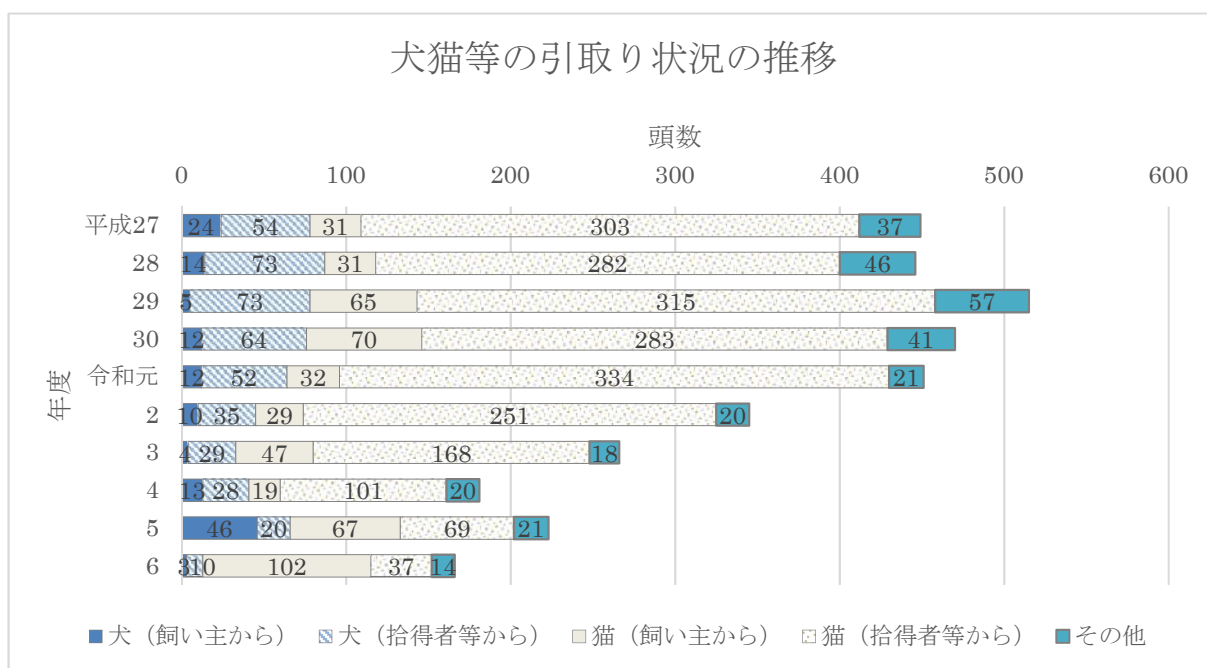
(2) 犬猫等の引取り

平成25年9月に動物愛護管理法が改正され、所有者から動物の引取りを求められた場合には、原則、終生飼養と新たな飼い主を探す努力をするよう指導しています。なお、所有者の死亡、独居高齢者の入院や施設入所等により継続して飼養できない状況で、譲渡先が見つからないなど、やむを得ない理由がある場合に限り、殺処分について十分に説明した上で引取りを行っています。

また、市民から所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求められた場合には、所有者が判明しているにもかかわらず意図的に捕獲または拾得された動物などを引き取ることがないよう十分な聞き取りを実施しています。また、猫に関しては、拾得された猫が自活できると判断した場合には、引取りを実施していません。なお、引取り動物の大部分は離乳前の子猫で、「産み捨てられた子猫」「捨てられていた子猫」等を拾得者から引き取る場合がほとんどです。

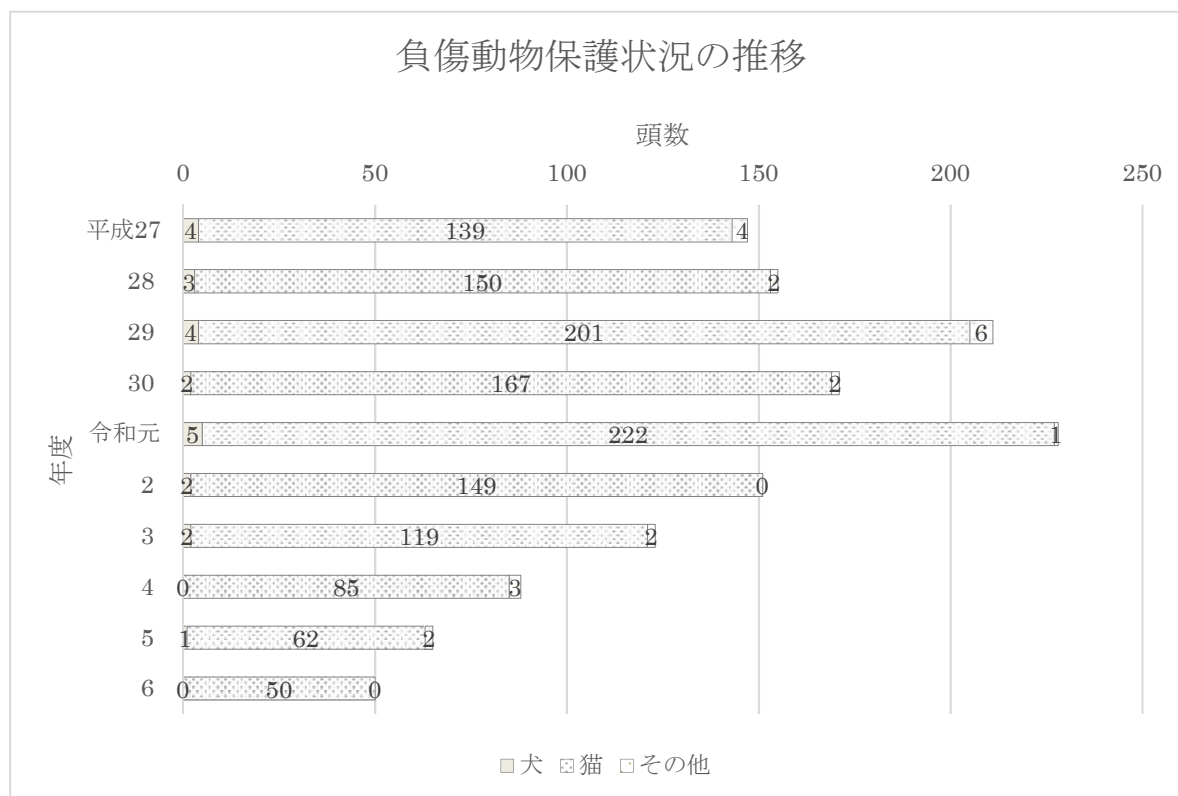
さらに、猫に関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主が未だに多いため、多くの子猫が生まれてしまうという現状があります。このため、飼い猫については、屋内飼養に努めることを市条例で規定しています。

令和6年度の引取り動物は166頭で、犬13頭（飼い主から3頭、拾得者等から10頭）、猫139頭（飼い主から102頭、拾得者等から37頭）、その他の動物は14頭でした。



(3) 負傷動物の保護

公園、道路等の公共の場所で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている所有者の判明しない犬猫等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などを行っています。また、夜間・休日など閉庁時間中の負傷動物の保護及び治療については、獣医師会に委託しています。



(4) 収容動物の飼養管理

所有者からの引取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。所有者の判明しない収容動物については、市条例に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、市ホームページに収容動物情報を掲載しています。

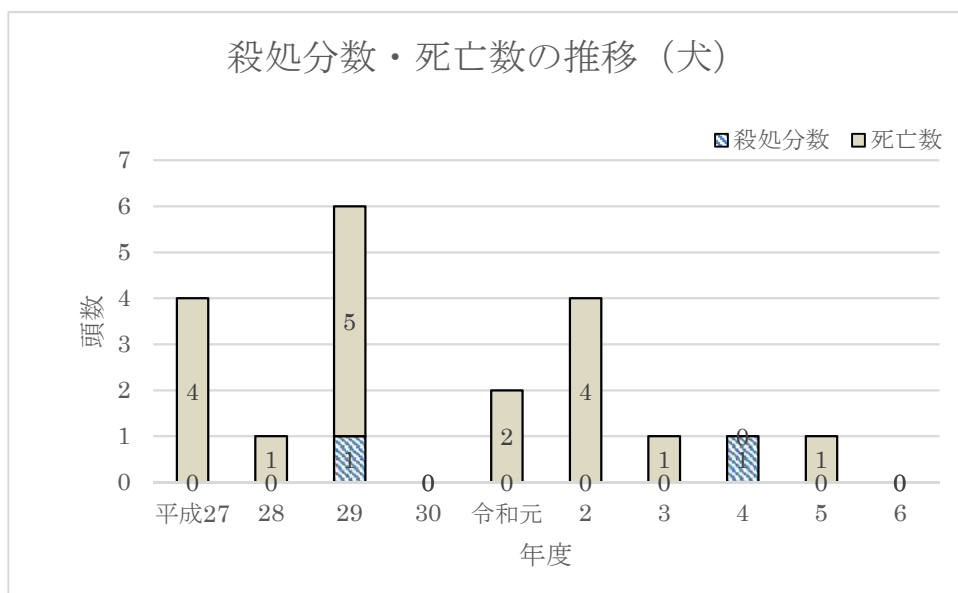
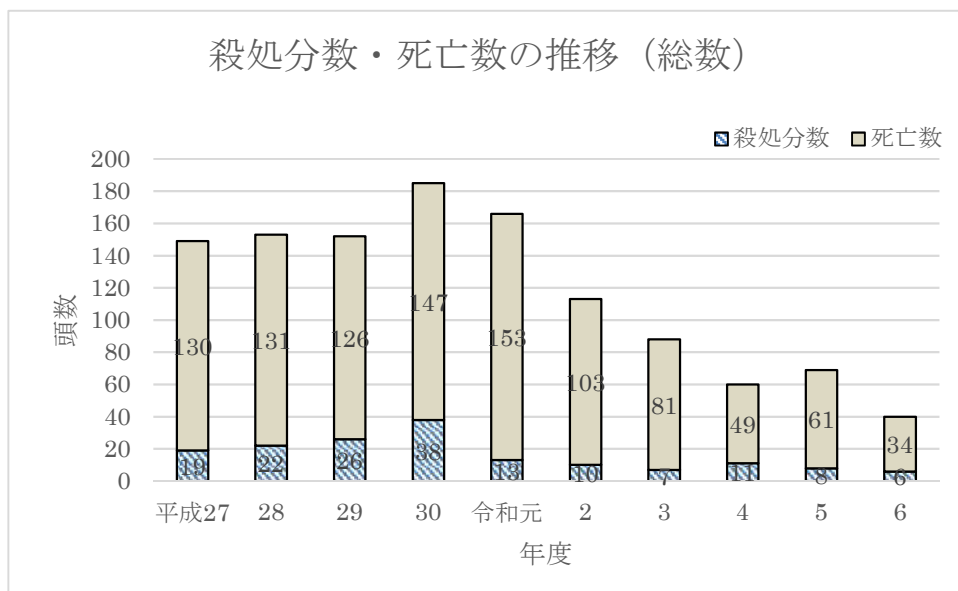
収容動物の受入れでは、写真の撮影、特徴、年齢、迷子札の有無等の確認、マイクロチップの読み取りを実施しています。負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。なお、動物同士の感染を防ぐため、収容後すぐに検便（虫卵検査）等を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。状況に応じて、熱湯なども使用します。また、収容車については動物の搬送に使用する度に、消毒を行っています。

令和6年度 動物収容状況

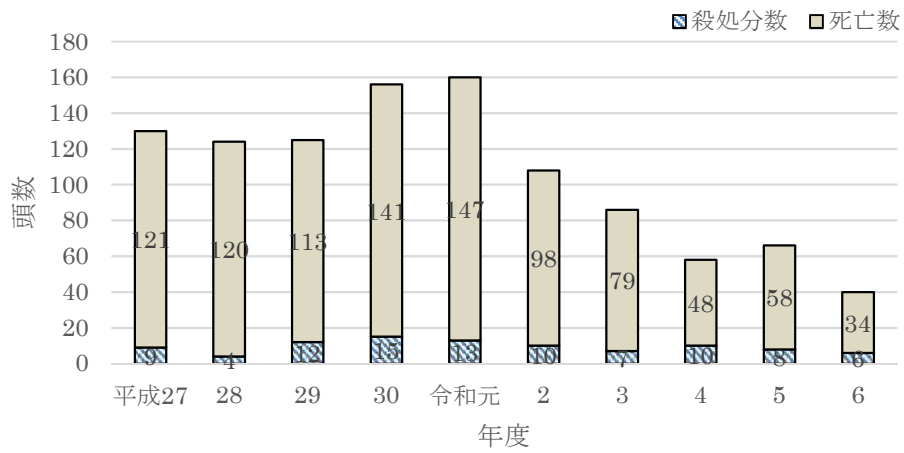
			総数	各区衛生課	センター
総数			217	45	172
所有者からの 引取り	計		107	1	106
	犬	計	3	-	3
		9 1 日以上	3	-	3
		9 1 日未満	-	-	-
	猫	計	102	1	101
		9 1 日以上	102	1	101
		9 1 日未満	-	-	-
	その他の動物		2	-	2
拾得者等からの 引取り（警察含 む）	計		59	24	35
	犬	計	10	2	8
		9 1 日以上	10	2	8
		9 1 日未満	-	-	-
	猫	計	37	22	15
		9 1 日以上	1	-	1
		9 1 日未満	36	22	14
	その他の動物		12	-	12
犬の捕獲	計		1	-	1
	9 1 日以上		1	-	1
	9 1 日未満		-	-	-
負傷動物の保護	計		50	20	30
	犬		-	-	-
	猫		50	20	30
	その他の動物		-	-	-

(5) 犬猫等の殺処分

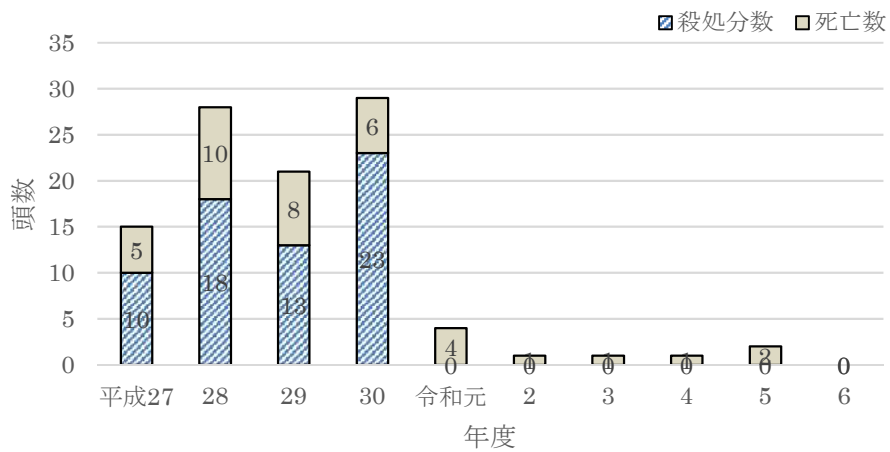
収容期間が満了した動物のうち、譲渡に適さないと判断した動物については、麻酔薬注射により殺処分を実施することがあります。また、飼養管理が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期間内であっても獣医師の判断により殺処分を検討します。



殺処分数・死亡数の推移（猫）



殺処分数・死亡数の推移（その他）



(6) 犬猫等の譲渡

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を、個人や新たな飼い主探しを行う登録団体に譲渡しています。また、譲渡をより推進するため、センターの市ホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

ア 個人譲渡

譲渡条件について説明し、動物を適正に飼養できる環境が確認しています。動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主となるよう啓発しています。

また、譲渡後の飼養管理状況調査についても積極的に実施し、自宅での飼い方指導も行っています。譲渡後の調査は、終生飼養を推進する上で重要なものと考えています。

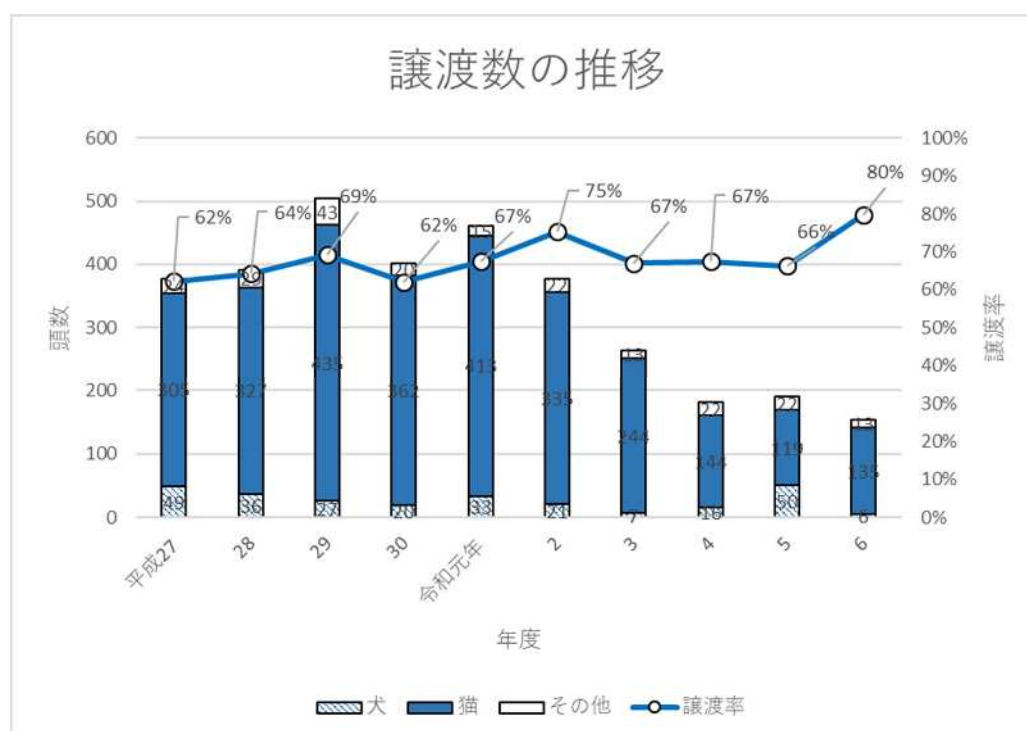
イ 団体譲渡

団体への譲渡は、その動物の状況を説明した上で、離乳前の子猫や老齢、病気の動物についても譲渡を進めています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利の活動を行う団体で、令和6年度は38団体（個人活動者含む。）が登録されています。

令和6年度 センターにおける譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	154	79	9	10	17	13	4	4	4	18	75
犬	6	3	-	1	-	-	-	2	-	-	3
猫	135	65	5	9	15	12	4	2	2	16	70
その他	13	11	4	-	2	1	-	-	2	2	2

※譲渡率＝当該年度に譲渡された動物数/当該年度に収容された動物数（収容後死亡した動物も含む）×100



休日譲渡会の開催

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、譲渡会を休止し、完全予約制の個別相談で譲渡を行っていましたが、令和5年度より再開いたしました。収容動物の譲渡を推進するために、平日の譲渡だけではなく、毎月第3日曜日を犬・猫の譲渡会の日として広報し、開催しました。普段、センターに来ることができない市民に来ていただくことで、動物たちの置かれている現状や飼い主の責任について、広く普及啓発することができました。また、愛護団体等と合同で実施することにより、それぞれの抱えている動物の譲渡の機会を作ることで、さらにセンター収容動物の譲渡を進めることができました。

(7) 犬の登録と狂犬病予防注射

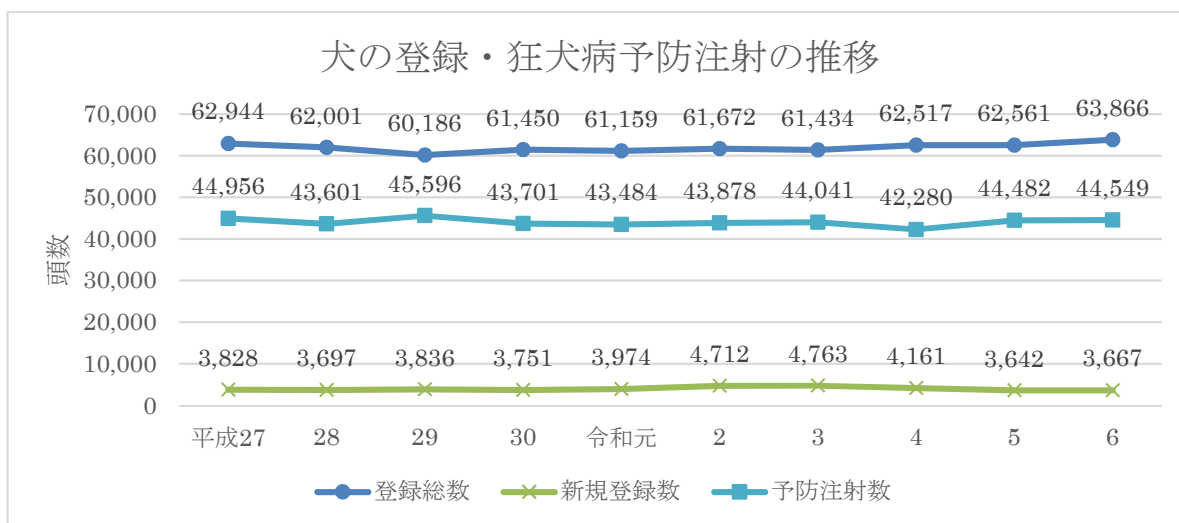
収容犬を返還する際に、狂犬病予防法に基づく登録状況等の確認を行い、未実施の場合は、登録と狂犬病予防注射を実施しています。

令和6年度はセンターにおいて、登録4頭、予防注射3頭に対して、それぞれ実施しました。

令和6年度 センターにおける登録・予防注射実施状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	4	2	1	-	-	1	-	-
予防注射実施頭数	3	1	1	-	-	1	-	-

※動物愛護センター内で継続して飼養管理を行っている犬の登録・予防注射は集計に含まない。



令和6年度 各区の登録状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	63,866	11,532	6,744	8,173	9,220	11,288	7,896	9,013
	3,667	(1256)	(382)	(533)	(324)	(411)	(346)	(415)
予防注射実施頭数	44,549	7,021	4,598	6,117	6,218	8,041	5,619	6,935
世帯数	790,411	129,639	84,826	142,665	119,845	107,659	122,695	83,082

※1 () 内は新規登録頭数

※2 世帯数は令和7年4月1日現在

(8) マイクロチップの推進

動物愛護管理法に規定される動物の所有明示措置を推進するため、電子標識機器（マイクロチップ）による所有者明示措置推進要綱に基づき、収容動物を返還する際に、飼い主が希望した場合には、マイクロチップ挿入を実施しています。また、譲渡の際は、犬・猫については全頭にマイクロチップ挿入を実施しています。令和6年度は、犬3件、猫85件のマイクロチップ挿入申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明した上で実施しました。

(9) 繁殖制限

センターに収容される動物の大部分が繁殖制限を実施していないために増えてしまった子猫です。センターから収容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる方に必ず不妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、センターでも状況に応じて不妊去勢手術を実施しています。特に、健康状態に問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施しています。令和6年度は、収容動物のうち60頭（犬3頭、猫57頭）の不妊去勢手術を行いました。

(10) 動物の譲渡にかかるコーディネート事業

飼い主のやむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報をセンターに登録、公開することで、新たな飼養希望者を探す支援をしています。なお、本事業には、市内で飼養管理されている動物であること等の登録条件があり、センターのホームページに掲載するためには、直接センター窓口での申込が必要となります。令和6年度は、新たに14件（犬0頭、猫14頭）の登録がありました。

(11) 咬傷事故への対応

咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、保健所支所長の依頼により14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し、鑑定を行っています。

なお、飼い主が明らかな場合でも、咬傷犬を適切に飼養管理ができないと判断される場合には、センターに収容されることがあります。検診期間中に当該犬が死亡した場合は、センターで検体を採取し、川崎市健康安全研究所にて精密検査を実施します。

3 特定動物に係わる事業

動物愛護管理法では、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物を特定動物として定めており、飼養又は保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、幼齢や埋め込みに耐えられる体力を有しない場合などを除き、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置の実施が義務付けられています。

センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立入検査を実施します。また、既許可施設については、随時立入検査を実施し、許可基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないよう、各区衛生課や警察と連携し、必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

令和6年度 特定動物飼養状況（令和7年4月1日現在）

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数(施設数)		8	2	1	-	2	1	1	1
内訳	サル	2	-	1	-	-	1	-	-
	ワニ	1	-	-	-	1	-	-	-
	カメ	3	1	-	-	1	-	1	-
	ヘビ	1	-	-	-	-	-	-	1
	トカゲ	1	1	-	-	-	-	-	-

4 鳥獣保護管理法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。第9条第1項に基づき、川崎市が権限を有する37種の鳥獣に対する捕獲許可を行っています。

令和6年度は、生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は160件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は2件、学術研究のための捕獲許可申請は0件でした。

(2) 有害動物捕獲支援

毎年4月以降は、カラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その土地又は建物の管理者に対応していただくことになります。ただし、カラスの巣立ちビナが地上に落ちて、親カラスによる通行者への攻撃が発生しているなど緊急性が高い場合には、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を取得した委託業者に現地確認を依頼し、原因である巣立ちビナの捕獲をすることがあります。

有害動物捕獲支援要綱に基づき、人家等に侵入し、騒音やふん害等の生活環境被害を発生させたハクビシン等の捕獲を実施する市民に対し、上記委託業者による捕獲檻の設置や捕獲した対象動物の回収、処分等の支援をしています。

(3) アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被

害を受けたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲檻の設置について説明し、前項の委託業者が直接現地を確認して設置します。なお、当該業者は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

5 動物由来感染症対策

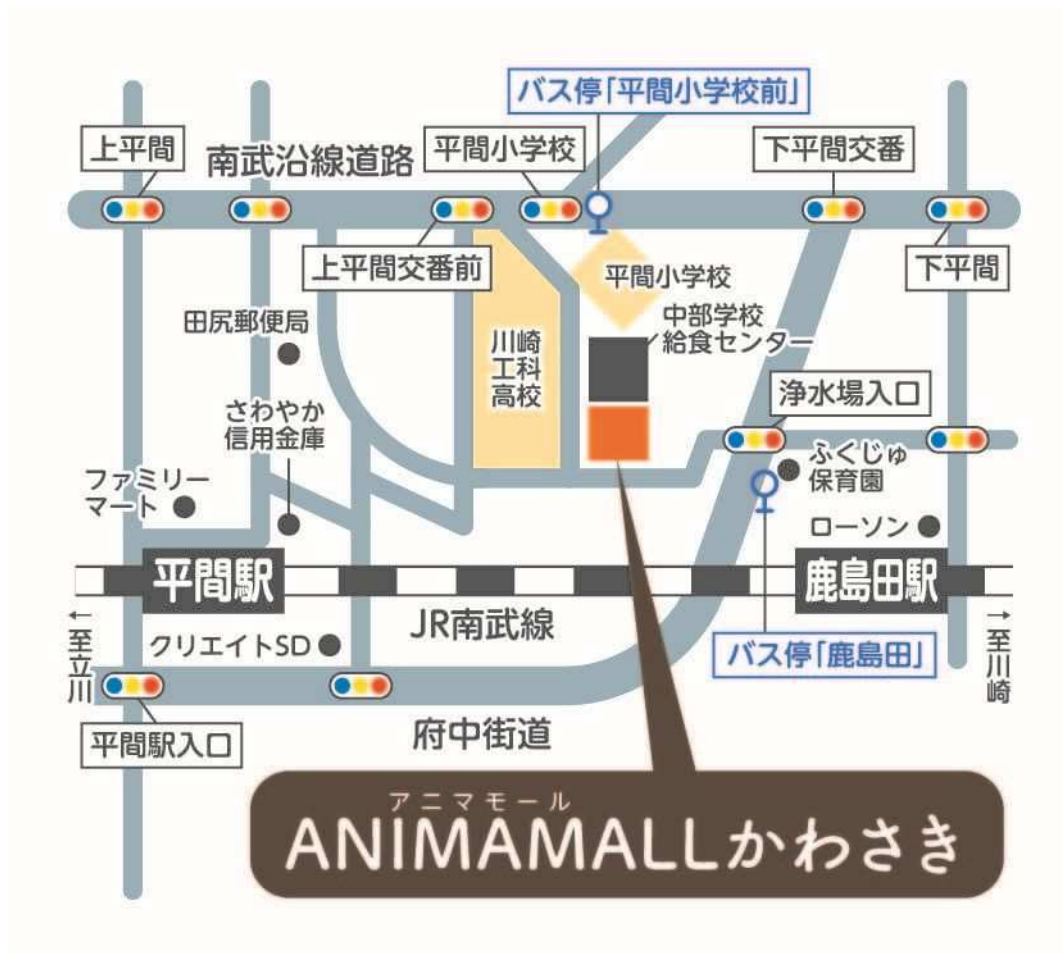
(1) 収容動物の検査等

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、適宜情報発信や検査を実施しています。また、常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、収容動物間の感染症を予防することができます。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ

「鳥インフルエンザ対応（H5N1等）マニュアルー保健衛生部局版ー」（川崎市健康福祉局保健所作成）等に基づき、感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、死亡野鳥の神奈川県への搬送を行います。また、愛がん鳥の死亡、衰弱等により、高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合、簡易検査の実施及び確定検査（遺伝子検査）用試料を採取します。

案内図



〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

JR 南武線 平間駅から徒歩7分

JR 南武線 鹿島田駅から徒歩11分

川崎市バス 平間小学校前バス停から徒歩4分

東急バス 鹿島田バス停から徒歩6分

編集発行

川崎市動物愛護センター

川崎市中原区上平間 1700 番地8

電話 044(589) 7137

FAX 044(589) 7138

発行 令和 7 年 9 月